

農林水産省

会見・報道・広報	政策情報	統計情報	申請・お問い合わせ	農林水産省について
----------	------	------	-----------	-----------

[ホーム](#) > [消費・安全](#) > [獣医師、獣医療](#) > [愛玩動物看護師](#) > [受験資格について](#) > [外国の関連学校を卒業された方の手続きについて](#)

外国の関連学校を卒業された方の手続き（愛玩動物看護師法第31条第3号に基づく受験資格認定）

愛玩動物看護師法（令和元年法律第50号）第31条第3号の規定に基づく愛玩動物看護師国家試験の受験資格認定については、外国の愛玩動物看護師の業務に関する学校若しくは養成所（以下「愛玩動物看護師学校養成所」という。）を卒業し、又は外国において愛玩動物看護師に相当する免許を得た方を対象とします。受験資格認定の手続及び審査方法は、以下のとおりです。

申請方法

愛玩動物看護師法第31条第3号に基づく愛玩動物看護師国家試験の受験資格認定の取扱い等について（令和4年6月30日付け4消安第1696号・環自総発第2206301号） [（PDF：248KB）](#) をご確認ください。

必要書類は以下のとおりです。

- (1) 愛玩動物看護師国家試験受験資格認定申請書〔様式1〕
- (2) 履歴書〔様式2〕
- (3) 卒業した外国の愛玩動物看護師学校養成所の卒業証書の写し又は卒業証明書
- (4) 当該国における愛玩動物看護師制度の概要を説明する書類
- (5) 卒業した外国の愛玩動物看護師学校養成所の入学資格及び修業年限を明らかにした書類並びに当該愛玩動物看護師学校養成所の卒業により、当該国における愛玩動物看護師に相当する又は免許取得のための試験の受験資格を取得できることを証明する書類
- (6) 卒業した外国の愛玩動物看護師学校養成所の教育内容及び時間数を明らかにした書類
- (7) 愛玩動物看護師養成所指定規則における教育内容と卒業した外国の愛玩動物看護師学校養成所の履修科目及び時間数の対照表〔様式3〕
- (8) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者にあつては、日本語能力試験1級認定書及び成績書の写し又は日本語能力試験1級と同等以上の日本語能力を有することを証する書類
- (9) (1) から (8) までの書類のほか、必要に応じて農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課及び環境省自然環境局総務課動物愛護管理室が提出を求める書類

必要書類のうち、以下の書類については、所定の様式を用いてください。

- (1) 愛玩動物看護師国家試験受験資格認定申請書〔様式1〕 [（EXCEL：20KB）](#) [（PDF：128KB）](#)
- (2) 履歴書〔様式2〕 [（EXCEL：15KB）](#) [（PDF：71KB）](#)
- (7) 愛玩動物看護師養成所指定規則別表における教育内容と卒業した外国の愛玩動物看護師学校養成所の履修科目及び時間数の対照表〔様式3〕 [（EXCEL：19KB）](#) [（PDF：41KB）](#)

資料の持参又は送付先

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課 獣医療チーム

郵送の場合は、封筒表面に「愛玩動物看護師国家試験の受験資格認定関係書類」と朱書きした上で、配達状況が追跡できる方法で送付いただきますようお願いします。

受験資格認定の申請スケジュール

申請提出期限：令和6年4月16日～7月31日

※期日までに農林水産省消費・安全局畜産安全管理課に、申請者御本人が提出書類を持参又は送付してください。提出書類の部数は、各1部とします。

書類を持参する場合は、事前に連絡し、担当者の約束を取り付けてください。約束がない場合、対応ができないことがありますのでご注意ください。なお、不備があった場合は書類の再提出が必要となりますが、再提出であってもその期限は令和6年7月31日となります。

メールアドレス：juuji★maff.go.jp（★→@に変換してください） 電話番号：03-3501-4094
送付の場合は、締切当日消印有効とします。

審査期間：令和6年8月～10月

認定の場合 認定書交付：令和6年11月上旬（予定）

※受験資格を認定された方の、認定番号、認定年月日の他、愛玩動物看護師国家試験受験資格認定申請書に記載された個人情報是指定試験機関（一般財団法人動物看護師統一認定機構）に提供します。

国家試験出願時に御自身で認定書の写しを指定試験機関に提出する必要があります。認定書は無くすことのないように大切に保管してください。

認定不可の場合 通知交付：令和6年11月上旬（予定）

申請時の注意事項

申請書類は必ず申請者本人が作成してください。

受験資格認定の申請スケジュールは、毎年変更がありますので最新の内容を御確認ください。

第4回愛玩動物看護師試験の申請スケジュールについては、第3回試験終了後に掲載します。

申請書類は、[申請方法](#)及び[チェックリスト\(PDF：197KB\)](#)を熟読の上、提出してください。

【書類を作成・提出する上での注意】

1. 必要書類のうち、[申請方法](#)の1～3に記載した書類は、所定の様式を用いてください。
2. 提出書類は客観性があるものとしてください。例えば、愛玩動物看護師学校養成所が発行した書類には、証明（当該愛玩動物看護師学校養成所のスタンプ等）を受けることとし、ウェブサイト等の電子データが公になっている情報を使用する場合は、当該情報が掲載されているURLを付記してください。
3. 提出書類のうち、外国語で記載されているものは、すべて日本語訳を添付し、外国語の書類及び日本語訳の両方について、公的な機関（当該国の大使館、領事館、外務省等）において、提出書類及びその日本語訳両方の記載が真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出してください。
4. 提出書類は、「愛玩動物看護師法第31条第3号に基づく愛玩動物看護師国家試験の受験資格認定の取扱い等について」の「3. 必要書類」の項に記載されている番号（（1）～（9））の順に揃え、原文、日本語訳の順とした上で、書類全体を通して、通し番号を振ってください。
5. 受理した書類は返還いたしませんので、必要な場合は申請者御本人が複写をご用意ください。また、提出した資料については、適宜写しを作成し、申請手続きが完了するまで適切に保管してください。
6. 申請を行おうとする方は、あらかじめ農林水産省消費・安全局畜産安全管理課までご相談ください。

申請にあたっての[Q&A](#)をまとめておりますので、併せて御確認ください。

Q&A

Q1.申請書類が認定基準を満たしているかについて、事前相談や申請時、その他お問い合わせで教えてもらえますか。

申請書類が認定基準を満たしているかについては、審査で判断されます。事前相談時及び審査中にお答えすることはできません。認定の可否については通知にてお知らせいたします。

Q2.現在海外に在住しています。申請書類の提出は郵送のみでしょうか。

申請は郵送又は申請者本人の持参のみ受け付けます。事前相談は電話のみならずメールでも受け付けます。

<メールアドレス及び電話番号>

農林水産省：juji★maff.go.jp（★→@に変換してください）、03-3501-4094
環境省：shizen-some★env.go.jp（★→@に変換してください）、03-3581-3351

Q3.日本語訳は自分で翻訳したものでも良いでしょうか。

御自身で作成したもので構いませんが、外国語の書類と日本語訳の両方について、公的な機関（当該国の大使館、領事館、外務省等）において、記載が真実である旨の確認を受け、その証明も併せて提出してください。

Q4.外国の免許や学校養成所の卒業証書・証明書に印鑑がありません。どうすれば良いですか。

サインでも構いません。何らか公的な文書であることをお示してください。

Q5.現在、外国の学校養成所に通っているのですが、受験資格認定を受けることができますか。

できません。認定に当たっては学校養成所を卒業していることが条件となります。

Q6.外国の学校養成所に通うことなく外国の国家資格を取得している場合、受験資格認定を受けることができますか。

できません。愛玩動物看護師法施行後5年に限り、実務経験がある場合は、法附則第2条第2号の受験資格で国家試験の受験ができる可能性があります。詳しくは[こちら](#)をご覧ください。

Q7.通った学校養成所が単位数で履修している場合、様式3の時間数はどのようにすれば良いでしょうか。

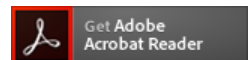
単位数であっても時間数に換算してください。なお、単位数を時間数に換算する方法については当該校に確認し、書類は、当該校のものであることを明確にしてください。

お問合せ先

消費・安全局畜水産安全管理課

担当者：獣医療チーム
代表：03-3502-8111（内線4530）
ダイヤルイン：03-3501-4094

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。
Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。



公式SNS



関連リンク集

農林水産省
トップページへ

農林水産省

住所：〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
電話：03-3502-8111（代表）[代表番号へのお電話について](#)
法人番号：5000012080001

ご意見・お問い合わせ

アクセス・地図

[サイトマップ](#) [プライバシーポリシー](#) [リンクについて・著作権](#) [免責事項](#)

写

4 消安第 1696 号
環自総発第 2206301 号
令和 4 年 6 月 30 日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

環境省自然環境局長
(公印省略)

愛玩動物看護師法第 31 条第 3 号に基づく愛玩動物看護師国家試験
の受験資格認定の取扱い等について

愛玩動物看護師法（令和元年法律第 50 号）第 31 条第 3 号に基づく愛玩動物
看護師国家試験の受験資格認定の取扱い等について別添のとおりとしたの
で、御了知の上、各都道府県知事におかれては、管内市区町村、関係機関等
に対する周知につき配慮されたい。

写

4 消安第 1696 号
環自総発第 2206301 号
令和 4 年 6 月 30 日

一般財団法人動物看護師統一認定機構 機構長	}	殿
公益社団法人日本獣医師会 会長		
公益社団法人日本動物病院協会 会長		
一般社団法人日本小動物獣医師会 会長		
一般社団法人 T e a m H O P E 代表		
一般社団法人日本動物看護職協会 会長		
公益社団法人日本愛玩動物協会 会長		
一般社団法人日本動物保健看護系大学協会 会長		
一般社団法人全国動物教育協会 会長		
一般社団法人全日本動物専門教育協会 理事長		
一般社団法人日本動物専門学校協会 理事長		
一般社団法人全国動物専門学校協会 会長		
一般社団法人日本ペットビジネススクール協会 会長		
一般社団法人ジャパンケネルクラブ 理事長		
日本動物看護学会 理事長		
特定非営利活動法人日本動物衛生看護師協会 会長		

農林水産省消費・安全局長

環境省自然環境局長
(公印省略)

愛玩動物看護師法第 31 条第 3 号に基づく愛玩動物看護師国家試験
の受験資格認定の取扱い等について

愛玩動物看護師法（令和元年法律第 50 号）第 31 条第 3 号に基づく愛玩動物
看護師国家試験の受験資格認定の取扱い等について別添のとおりとしたの
で、御了知いただきたい。

別添

愛玩動物看護師国家試験受験資格認定

愛玩動物看護師法（令和元年法律第 50 号。以下「法」という。）第 31 条第 3 号の認定（外国の愛玩動物看護師の業務に関する学校若しくは養成所（以下「愛玩動物看護師学校養成所」という。）を卒業し、又は外国で愛玩動物看護師免許を得た者の愛玩動物看護師国家試験の受験資格の認定）に係る手続を以下に示す。

1. 審査方法

申請者からの提出書類により、申請者が法第 31 条第 3 号に掲げる者に該当するか否かについて、2. 認定基準に基づき審査を行う。

2. 認定基準

以下の（1）から（3）までの全ての認定基準を満たした者に対し愛玩動物看護師国家試験受験資格認定を行う。

（1）外国の愛玩動物看護師学校養成所の卒業

次のアからエまでを満たす愛玩動物看護師学校養成所を卒業していること。

ア 愛玩動物看護師学校養成所の入学資格

高等学校卒業以上（修業年限 12 年以上）又はこれと同等以上と認められる者であること。

イ 愛玩動物看護師学校養成所の修業年限

国内で受験資格を得るために必要な大学又は養成所の修業年限に照らし、（2）の教育科目の履修に十分な年数であること。

ウ 履修対象動物

履修対象動物が、法第 2 条第 1 項に規定する愛玩動物を含んでいること。

エ 当該国の判断

当該愛玩動物看護師学校養成所の卒業により、当該国における愛玩動物看護師に相当する免許（愛玩動物に加え、その他の動物種を対象

とするものを含む。以下同じ。) が取得できること、又は免許取得のための試験の受験資格を取得できること。

(2) 教育科目の履修

愛玩動物看護師養成所指定規則（令和3年農林水産省・環境省令第7号）別表等に規定する科目とおおむね同等以上の科目を履修しており、かつ、これらの科目について1,800時間以上を履修していること。

(3) 日本語能力

日本の中学校及び高等学校を卒業していない者にあつては、日本語能力試験1級の認定を受けていること、又はこれと同等以上と認められる者であること。

3. 必要書類

申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。

(1) 愛玩動物看護師国家試験受験資格認定申請書〔様式1〕

写真（4.5cm×3.5cm、申請前6か月以内に脱帽正面で撮影、裏面に氏名・生年月日を記入）を貼付すること。

(2) 履歴書〔様式2〕

学歴については、日本の小学校に相当する学校からの入学・卒業・課程の修了年次を各々の学校について西暦で記入すること。小学校から高等学校までの修業年数が12年未満の場合は、原則としてその事情が分かる書類を、外国で愛玩動物看護師に相当する免許を取得した者の場合は、その免許証の写しを添えること。

(3) 卒業した外国の愛玩動物看護師学校養成所の卒業証書の写し又は卒業証明書

(4) 当該国における愛玩動物看護師制度の概要を説明する書類（免許制度、国家試験制度の有無について、法令の条文、担当行政庁のウェブサイト等の抜粋を提出すること。）

(5) 卒業した外国の愛玩動物看護師学校養成所の入学資格及び修業年限を明らかにした書類並びに当該愛玩動物看護師学校養成所の卒業により、当該国における愛玩動物看護師に相当する又は免許取得のための試験の受験資格を取得できることを証明する書類（当該愛玩動物看護師学校養成所の刊行物、ウェブサイト等の抜粋又は当該愛玩動物看護師学校養成所が作成した書類を提出すること。）

- (6) 卒業した外国の愛玩動物看護師学校養成所の教育内容及び時間数を明らかにした書類（時間数が記載されていること。）
- (7) 愛玩動物看護師養成所指定規則における教育内容と卒業した外国の愛玩動物看護師学校養成所の履修科目及び時間数の対照表〔様式3〕
- (8) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者にあつては、日本語能力試験1級認定書及び成績書の写し又は日本語能力試験1級と同等以上の日本語能力を有することを証する書類
- (9) (1) から(8) までの書類のほか、必要に応じて農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課及び環境省自然環境局総務課動物愛護管理室が提出を求める書類

【書類を作成・提出する上での注意】

1. 提出書類の部数は各1部とし、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課に、申請者本人が提出書類を持参又は送付することとする。書類を持参する場合は、事前に連絡すること。送付の場合は、配達状況が追跡できる方法で送付し、締切当日消印有効とする。なお、書類提出の締切は、愛玩動物看護師国家試験日程に併せて都度設定し、農林水産省及び環境省のウェブサイト上で周知する。
2. (1)、(2) 及び(7) は、所定の様式によること。
3. 提出書類は客観性があるものとする。例えば、愛玩動物看護師学校養成所が発行した書類には、証明（当該愛玩動物看護師学校養成所のスタンプ等）を受けることとし、ウェブサイト等の電子データが公になっている情報を使用する場合は、当該情報が掲載されているURLを付記すること。
4. 提出書類のうち、外国語で記載されているものは、すべて日本語訳を添付し、外国語の書類及び日本語訳の両方について、公的な機関（当該国の大使館、領事館、外務省等）において、提出書類及びその日本語訳両方の記載が真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。
5. 提出書類は、「3. 必要書類」の項に記載されている番号（(1) ～(9)）の順に揃え、原文、日本語訳の順とした上で、書類全体を通して、通し番号を振ること。
6. 受理した書類は返還しないので、必要な場合は申請者本人が複写を用意

すること。また、提出した資料については、適宜写しを作成し、申請手続が完了するまで適切に保管すること。

7. 申請を行おうとする者は、あらかじめ農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課に相談をすること。

愛玩動物看護師国家試験受験資格認定申請書

フリガナ	(セイ)	(メイ)	申請前 6 か月以内に脱帽正面で撮影した 4.5cm×3.5cm（顔中心の人物配置）の写真の裏面に氏名・生年月日を記入して、はがれないようにのり付けてください。	
氏名	(姓)	(名)		
生年月日	性別			
	(西暦)	年 月 日		
本籍地 (外国籍の者は国籍)				
卒業大学又は養成所名及びその在学期間	名称			
	在学期間	西暦	年 月 ～	西暦 年 月
現住所	〒			
電話番号				
E-mail				
国内連絡先	フリガナ	(セイ)	(メイ)	続柄
	氏名	(姓)	(名)	
	郵便物送付先	〒		
	電話番号			
外国における愛玩動物看護師に相当する免許の取得の有無	有 西暦 年 月 日 取得 (有の場合は取得年月日を記載) 無			

年 月 日

農 林 水 産 大 臣 殿
環 境 大 臣

別添のとおり提出書類を添え、以下の内容について誓約の上、愛玩動物看護師国家試験の受験資格認定を申請します。

- 1 提出書類の記載が真実であること
- 2 提出書類の写しが原本と相違ないこと

履歴書

フリガナ	(セイ)				(メイ)		
氏名	(姓)				(名)		
学歴 (日本の小学校に相当する学校からの入学・卒業・課程の修了年次を記載) ※年は全て西暦で記載すること	年	月	～	年	月	学校名等	
			～				
			～				
			～				
			～				
			～				
			～				
			～				
			～				
			～				
			～				
高等学校卒業までの修業年限	年			※修業年数が12年未満の場合は、原則としてその事情が分かる書類を添えること			

氏名

**愛玩動物看護師養成所指定規則別表における教育内容と
卒業した外国の愛玩動物看護師学校養成所の履修科目及び時間数の対照表**

養成所指定規則で定める教育内容			申請者の履修科目	時間数
	科目名	時間数(参考)		
基礎動物学	生命倫理・動物福祉	30		
	動物形態機能学	120		
	動物繁殖学	30		
	動物行動学	30		
	動物栄養学	60		
	比較動物学	60		
	動物看護関連法規	15		
	動物愛護・適正飼養関連法規	15		
			小計	0
基礎動物看護学	動物看護学概論	30		
	動物病理学	30		
	動物薬理学	60		
	動物感染症学	90		
	公衆衛生学	60		
			小計	0
臨床動物看護学	動物内科看護学	90		
	動物外科看護学	60		
	動物臨床看護学総論	30		
	動物臨床看護学各論	120		
	動物臨床検査学	30		
	動物医療コミュニケーション	30		
			小計	0

愛護・適正飼養学	愛玩動物学	60		
	人と動物の関係学	30		
	適正飼養指導論	60		
	動物生活環境学	30		
	ペット関連産業概論	30		
			小計	0
実習	動物形態機能学実習	30		
	動物内科看護学実習	120		
	動物外科看護学実習	90		
	動物臨床看護学実習	60		
	動物臨床検査学実習	60		
	動物愛護・適正飼養実習	60		
	動物看護総合実習	180		
			小計	0
総計		1800	総計	0

※必要に応じ行を追加すること